

協定区域	北区惣山町1～5丁目の各一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1983年3月31日
	面積	186,650.08 m ²		更新 1993年3月31日 (有効期間を延長) 更新 2003年3月31日 (有効期間を延長) 更新 2013年3月31日 (有効期間を延長) 更新 2023年3月31日 (有効期間を延長)
用途地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域		有効期間	1983年3月31日～2033年3月30日(50年)

協定内容の概要

- (1) 建築物は、1区画1戸建とする。ただし、同一の権利者に属する連続した2区画以上の区画は、1区画とみなすことができる。
- (2) 建築物の用途は、住宅（店舗その他併用住宅を含む。）及び診療所とし、2丁目2番地の1、7番地の1から6、8番地の1から8、3丁目15番地の1、5丁目8番地の11・12、9番地の1から8、10番地の1から9、11番地の1までの区域については、第2種住居専用地域に認められる用途とする。ただし、共同住宅、寄宿舍、下宿、神社、寺院、教会、養老院、託児所、公衆浴場、その他これらに類するものを除く。（第2種住居専用地域＝現第一種中高層住居専用地域）
- (3) 建築物の各部分の高さは、当該敷地の前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたものを限度とし、かつ、10メートルを超えてはならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

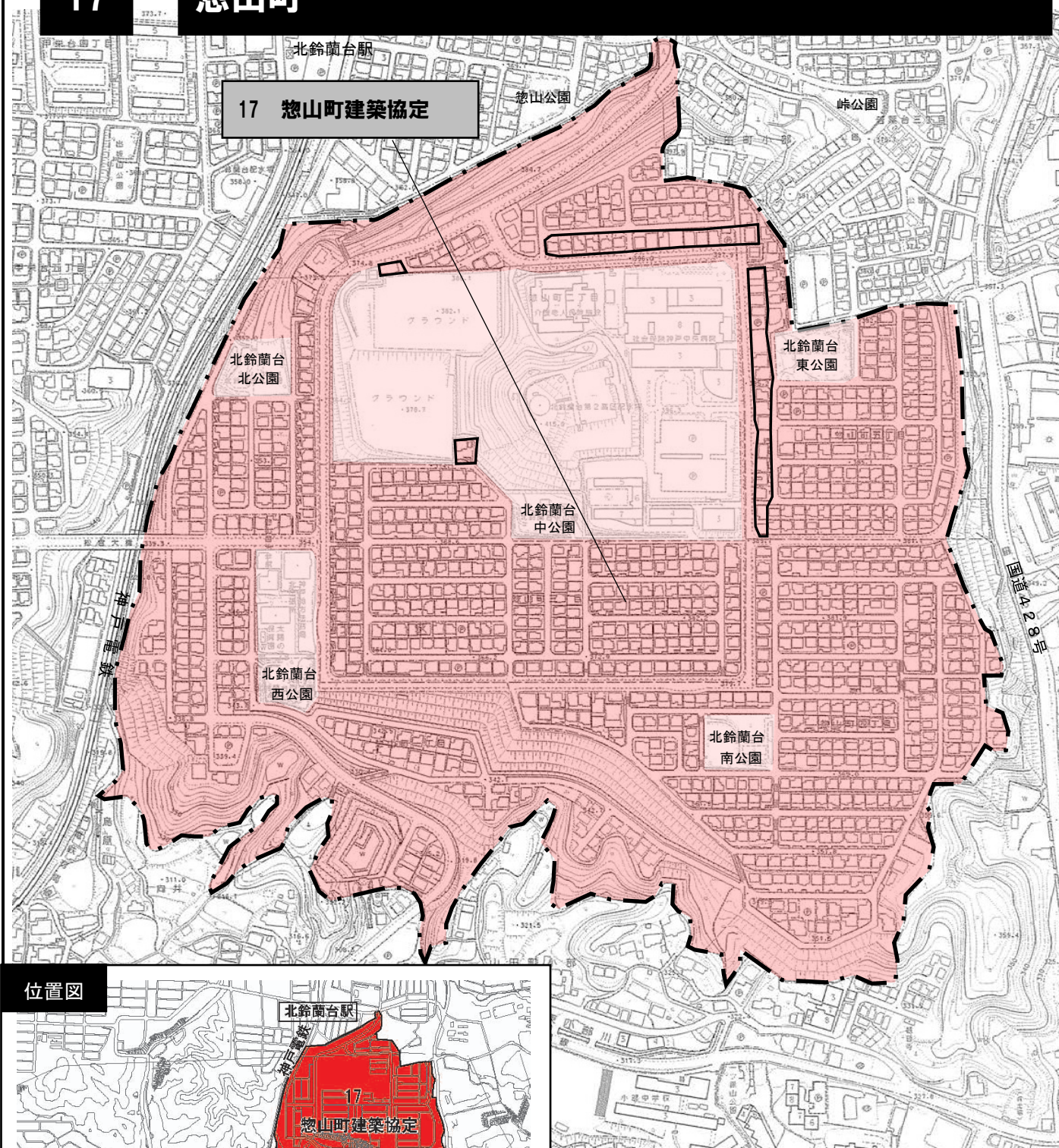
* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

17

惣山町

17 惣山町建築協定



位置図

